

「ケアマネジャー実戦予想問題'21」訂正表

本書発行後に明確になった制度改正等に伴い、本書を下記の通り訂正いたします。

(———の部分が変更箇所)

訂正箇所	誤	正
第1回 問題54の 解説	<p>〔解答・解説集 P17〕 <b>問題 54</b></p> <p>4 × 認知症対応型共同生活介護計画の作成は、<u>計画作成担当者</u>として配置された<u>介護支援専門員</u>が行う。計画作成担当者は、共同生活住居ごとに置くものとされていたが、<u>事業所ごとに1人</u>となった（2020年改正）。<u>3つの共同生活住居がある場合でも、1人の介護支援専門員が担当することになる。</u></p>	<p>4 × 認知症対応型共同生活介護計画の作成は、<u>事業所ごとに1人以上</u>配置された<u>計画作成担当者</u>が行う。計画作成担当者は、共同生活住居ごとに置くものとされていたが、<u>事業所ごとに1人以上</u>となった（2020年改正）。計画作成担当者を1人置く場合には<u>介護支援専門員</u>を充て、複数置く場合には、<u>少なくとも1人は介護支援専門員</u>でなければならない。</p>
第3回 問題45の 解説	<p>〔解答・解説集 P50〕 <b>問題 45</b></p> <p>4 ○ 退所時情報提供加算、<u>退所前連携</u>加算である。</p>	<p>4 ○ 退所時情報提供加算、<u>入退所前連携</u>加算である。</p>
訂正理由…加算の名称が変更されたため。		
第4回 問題8の 解説	<p>〔解答・解説集 P57〕 <b>問題 8</b></p> <p>3 ○ 所得段階は<u>5段階</u>とされ、このうち第1～第4段階について、異なる負担限度額が定められている。</p> <p>4 ○ 記述の人の場合は所得段階が第2段階になるが、<u>資産も勘案</u>すると、特定入所者介護サービス費の対象とならない。第1段階の預貯金等の基準は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下とされ、第2段階～<u>第4段階</u>については、より低い上限が定められている。</p>	<p>3 ○ 所得段階は<u>第1段階、第2段階、第3段階①、第3段階②、第4段階</u>とされ、このうち第1～<u>第3段階②</u>について、異なる負担限度額が定められている。</p> <p>4 ○ 記述の人の場合は所得段階が第2段階になるが、<u>資産も勘案</u>すると、特定入所者介護サービス費の対象とならない。第1段階の預貯金等の基準は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下とされ、第2段階～<u>第3段階②</u>については、より低い上限が定められている。</p>
訂正理由…所得段階の分け方を、『九訂 介護支援専門員基本テキスト』にそろえるため。		

訂正箇所	誤	正
<p>第4回 問題22の 問題文と 解説</p>	<p>〔問題 P122〕 問題 22</p> <p>2 取扱件数が介護支援専門員 1 人当たり 45 件未満、45 件以上 60 件未満、60 件以上の 3 段階で設定され、45 件以上 60 件未満、60 件以上の場合は、45 件未満の場合に比べて全体の 1 件当たりの単価が高くなる。</p> <p>〔解答・解説集 P61〕 問題 22</p> <p>1 × 要介護者を対象とする居宅介護支援の介護報酬については、取扱件数が <u>45 件</u> 未満、<u>45 件</u> 以上 60 件未満、60 件以上の 3 段階について、要介護 1・2、要介護 3・4・5 の 2 つに分けて設定されている。</p> <p>2 × 介護報酬は 3 段階に設定され、45 件以上 60 件未満、60 件以上の場合は、<u>該当する部分</u>の 1 件当たりの単価が低くなる逡減制がとられている。全体の単価が低くなるものではない。2020 年改正により、<u>一定</u>の要件のもとに<u>従来の 40 件以上から 45 件以上</u>に適用する<u>こと</u>になった。</p>	<p>〔問題 P122〕 問題 22</p> <p>2 <u>一定の情報通信機器の活用、または事務職員の配置をしている事業所においては</u>、取扱件数が介護支援専門員 1 人当たり 45 件未満、45 件以上 60 件未満、60 件以上の 3 段階で設定され、45 件以上 60 件未満、60 件以上の場合は、45 件未満の場合に比べて全体の 1 件当たりの単価が高くなる。</p> <p>〔解答・解説集 P61〕 問題 22</p> <p>1 × 要介護者を対象とする居宅介護支援の介護報酬については、取扱件数が <u>45 件 (40 件)</u> 未満、<u>45 件 (40 件)</u> 以上 60 件未満、60 件以上の 3 段階について、要介護 1・2、要介護 3・4・5 の 2 つに分けて設定されている。</p> <p>2 × 介護報酬は 3 段階に設定され、45 件以上 60 件未満、60 件以上の場合は、<u>該当する部分</u>の 1 件当たりの単価が低くなる逡減制がとられている。全体の単価が低くなるものではない。2020 年改正により、<u>記述</u>の要件のもとに <u>(削除) 45 件以上</u>に適用する<u>居宅介護支援費(Ⅱ)</u>が新設された。</p>
<p>訂正理由…居宅介護支援費は、取扱件数の設定が <u>40 未満</u>、<u>40 以上 60 未満</u>、60 以上である(Ⅰ)と、<u>45 未満</u>、<u>45 以上 60 未満</u>、60 以上である(Ⅱ)の 2 種類があるため、<b>2</b> の設問文に(Ⅱ)を算定するための条件を付け加えるとともに、解説にもそのことを明記した。</p>		
<p>第5回 問題20の 解説</p>	<p>〔解答・解説集 P79〕 問題 20</p> <p>1 ○ 例えば、居宅介護支援を 40 件、介護予防支援を 8 件受託している場合は、取扱件数は 44 件となり、45 件未満の居宅介護支援費を算定する。</p>	<p>1 ○ 例えば、<u>居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する事業所において</u>、居宅介護支援を 40 件、介護予防支援を 8 件受託している場合は、取扱件数は 44 件となり、45 件未満の居宅介護支援費を算定する。</p>
<p>訂正理由…居宅介護支援費は、取扱件数の設定が <u>40 未満</u>、<u>40 以上 60 未満</u>、60 以上である(Ⅰ)と、<u>45 未満</u>、<u>45 以上 60 未満</u>、60 以上である(Ⅱ)の 2 種類があるため、(Ⅱ)についての解説だということをつけ加えた。</p>		

訂正箇所	誤	正
第5回 問題22の 問題文と 解説	<p>〔問題 P156〕 問題 22</p> <p>3 生活に対する意向については、主として要介護者本人と話し合い、<u>本人の意向を中心に記載する必要がある。</u></p> <p>〔解答・解説集 P79〕 問題 22</p> <p>3 × 生活に対する意向については、<u>要介護者および家族と十分に話し合い、両者の意向をそれぞれ分けて記載する。</u></p>	<p>〔問題 P156〕 問題 22</p> <p>3 生活に対する意向については、主として要介護者本人と話し合い、<u>本人の意向を踏まえた課題分析の結果を記載する必要がある。</u></p> <p>〔解答・解説集 P79〕 問題 22</p> <p>3 × 生活に対する意向については、<u>要介護者および家族と十分に話し合い、両者の意向を踏まえた課題分析の結果を記載する。</u></p>
訂正理由…居宅サービス計画書の様式が改正されたため。		
第5回 問題42の 解説	<p>〔解答・解説集 P85〕 問題 42</p> <p>3 ○ いずれの場合も、リハビリテーションマネジメント加算を<u>算定していることが要件となっている。</u></p>	<p>3 ○ いずれの場合も、リハビリテーションマネジメント加算を<u>算定していなければ算定できないという要件はなくなった(2020年改正)。</u></p>
訂正理由…介護報酬の算定基準が改正されたため。		
第5回 問題45の 解説	<p>〔解答・解説集 P86〕 問題 45 の 5 の文中</p> <p><u>CHASE</u></p>	<p><u>LIFE</u></p>
訂正理由…厚生労働省のデータベースシステムが、CHASE から LIFE へと改称されたため。		
第5回 問題54の 問題文	<p>〔問題 P173〕 問題 54</p> <p>4 栄養ケア・マネジメントの充実を図るため、<u>栄養士の配置に加えて、管理栄養士の配置を位置づけることとなった。</u></p>	<p>4 栄養ケア・マネジメントの充実を図るため、<u>1人以上の栄養士または管理栄養士の配置を位置づけることとなった。</u></p>